

令和4年度版「NARITA暮らしの便利帳」協働発行业 仕様書

1 概要

市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口や各種手続などの行政情報と地域の生活情報に企業などの広告（以下「広告」という。）を加えた冊子「NARITA暮らしの便利帳」（以下「便利帳」という）を、成田市（以下「市」という）と民間事業者などが協働で発行する。

2 発行時期

令和4年11月（予定）

3 規格など

(1) 名称：「NARITA暮らしの便利帳」

(2) 発行部数：72,000部以上

(3) ページ数：120ページ程度

(4) サイズ：A4判

(5) 刷り色：4色

(6) 主な内容

- ・行政情報（市の沿革・概要、市の窓口・業務内容・各種手続き、公共施設案内など）
- ・地域情報（観光、歴史文化、特産品、催事など）
- ・広告など

(7) 広告の掲載

- ・便利帳の全紙面に対する広告の割合は、概ね30パーセント以下とする。
- ・広告は行政情報および地域情報と区別できるように掲載する。
- ・表紙・裏表紙には広告を入れないこととする。
- ・成田市広告掲載要綱および成田市広告掲載基準を遵守する。また、競馬・競輪などの公営ギャンブルも広告として掲載できないものとする。
- ・クーポンを含んだ内容のものは、広告として掲載できないものとする。

(8) その他

- ・行政情報および地域情報に関する著作権は市に帰属する。
- ・前回発行したものと同等の成果品を製作する（前回の成果品あり）。

4 作成方法

(1) 市は協働発行业者にPDFデータまたは手書き原稿で行政情報を提供する。

(2) 協働発行业者は、便利帳の企画、編集、印刷、製本および配布を行う。その際、市と十分に協議し、市の承認を得なければならない。

(3) 校正は文字校正3回以上、色校正1回以上（簡易色校1部）とする。

(4) 協働発行业者は、便利帳に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、協働事業者に帰属するものとする。なお、広告の募集について市は関与しない。そのため、市は「協

働発行事業者に同行しての市内事業者への訪問」や「市内事業者への面会の連絡や調整」などを行わない。

(5) 協働発行事業者は、関係諸法令を遵守し、仕様書に定めるもののほか、企画提案書の記載事項のうち市が採択した事項についても履行する。

5 作成経費

便利帳の企画、編集、印刷、製本、電子書籍化、営業に係る費用(広告募集の際の封筒代など)および配布に係る費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

6 配布および納品

(1) 協働発行事業者は、製作した便利帳を無償で市内の全世帯に配布する。なお、配布は1カ月程度で完了させること。また、配布時は、雨や汚れを防ぐため、1冊ごとにビニールなどで包装し、発行のお知らせを同封すること。

(2) 配布完了後、最低1カ月間は、便利帳が未配布の世帯から配布の要請があった場合に、その都度、配布する。

(3) 戸別配布日の3日前までに、発行部数から戸別配布分を差し引いた部数を市が指定する場所に納品する。

(4) 便利帳の納品時に、行政情報および地域情報をPDF形式で記録した電子記録媒体を添付する。また、多言語(日本語、英語、中国語、韓国語を含む)に対応した電子書籍版も製作することとし、市のホームページからリンクできるようにする。

7 責任分担および問い合わせなどの対応

(1) 行政情報および地域情報に関する責任は市が負い、問い合わせなどがあれば市が対応する。

(2) 行政情報および地域情報以外に関しては協働発行事業者が責任を負い、問い合わせなどがあれば協働発行事業者が対応する。

(3) 協働発行事業者は、便利帳への広告などの掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。

8 損害賠償

(1) 協働発行事業者は、本事業の実施に関して市または第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償する。

(2) 本事業の実施に関して協働発行事業者の受けた損害については、市はいかなる責めも負わない。ただし、市の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

9 市の協定解除権

市は、協働発行事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協定の全部または一部を解除することができる。なお、解除によって協働発行事業者に損害が発生した場合、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 協働発行事業者が、協定書および仕様書などに定める役割を履行しないとき、または履行の見込み

がないと市が認めたとき。

- (2) 協働発行业者またはその代理人その他使用人などが、市の原稿の修正の依頼に応じないとき、または偽りその他の不正の行為があると市が認めたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する暴力団、または暴力団員が協働発行业者の経営などに関与していることが発覚したとき。
- (4) その他協働発行业者が協定に違反したと認められるとき。

10 苦情の報告

協働発行业者は、便利帳について市民などから苦情があったときは、直ちにその旨を市に報告する。